

真鶴町地区集会所における新型コロナウイルス対策指針

緊急事態宣言解除にともない、真鶴町地区集会所（以下「集会所」という。）を段階的に再開します。今後、新型コロナウイルスの終息までは、感染拡大防止と社会生活を両立する新しい生活様式が求められています。そこで、感染症対策に万全を期すため、集会所では下記の指針をもとに対策を行うこととします。本指針は、集会所で行われるすべての活動が対象です。

※厚生労働省、文部科学省、神奈川県ガイドライン等をもとに作成しています。今後の国や県の方針をはじめ、本町新型コロナウイルス感染症対策本部会議における決定事項等に基づいて修正していきます。

1. 施設利用再開のための条件

以下の2つの条件を満たす場合とします。

- (1) 国が緊急事態宣言を解除し、特定警戒都道府県から神奈川県が解除され、真鶴町新型コロナウイルス対策本部会議において、集会所を含む公共施設の再開が決定された場合。
- (2) 施設消毒等に必要な物資が相当量確保されている場合。

2. 基本的な感染症対策の実施

集会所の利用にあたって、次の取り組みをお願いします。

(1) 感染源を絶つこと

- ・集会所に来られる前に、体温測定し、体調を確認してください。
- ・37.5℃以上の発熱、咳やのどの痛み等風邪の症状がみられる方、体調がすぐれない方は、利用をしないでください。

(2) 感染経路を絶つこと

- ・手洗い・手指消毒や咳エチケットを徹底してください。

3. 集会所の利用制限について

- (1) 部屋の利用にあたっては、次に定める利用可能定員以下で利用してください。
- ・一つの部屋の最大利用人数は、1人当たり4㎡以上を確保できる範囲とします。

【宮の前地区集会所】

会議室（1室）46.61㎡：11人

【岩地区集会所】

会議室（1室）69.98㎡：17人

和室（1室）15.79㎡：3人

調理室16.23㎡：4人

(2) 集団感染リスク「密閉」「密集」「密接」の三条件が重なる活動は行わないでください。特に集団感染リスクが高い活動については、当面の間実施を控えていただきます。

集会所においては以下のような対応を行うことにします。

- ・換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底（密閉しない）
- ・多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮（密集しない）
- ・近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える（密接しない）

① 換気の徹底（密閉しない）

- ・窓とドアは常時開放し、十分な換気を行う。また困難な場合は1時間に2回以上（10分程度）、窓とドアを開けて換気すること。
- ・可能であれば2方向の窓を同時に開けること。窓が1つの場合は入口ドアを開ける、換気扇を回すなどで換気を行うこと。
- ・空調設備は適正に維持管理して利用しつつ、1時間に2回程度、換気を行うこと。

※換気が困難な部屋は、貸出しを中止する場合があります。

② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮（密集しない）

- ・部屋の利用に当たっては、利用可能定員以下で利用すること。
- ・人との距離は、できるだけ2m（最低1m）とること。そのため、長机に一人ずつ着席する、椅子だけにするなど席の配置を工夫すること。

③ 近距離での会話や身体的接触を避ける（密接しない）

- ・会話や発声等が必要な場面でも飛沫を飛ばさないよう、必ずマスクを着用すること。
- ・備品を利用した時は、利用者が消毒を行うこと。また、部屋の利用前後は消毒および清掃を行うこと。
- ・共用しなくて済むものは、参加者が持参すること。（マイカップなど）
- ・身体的接触を伴う活動は当面行わないこと。

④ 特に集団感染防止に注意が必要な活動について

次の活動については、飛沫感染や接触感染リスクが他の活動より大きいため、当面の間利用を控えていただきます。

特に集団感染防止に注意が必要な活動

<大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなる室内運動や行為>

- ・管楽器、オカリナ、尺八など強く息を吹く楽器を利用する活動
- ・合唱、カラオケ・詩吟、民謡、謡曲・踊り・ダンス
- ・体操、運動(健康づくりでの軽い運動は除く。)
- ・その他大きな声や呼気が激しくなる室内運動や行為

<会食を伴う行為>

<特に密接が活動上、必須な活動>

- ・例:囲碁・将棋・麻雀

※調理室については調理利用のみ可としますが、会食はしないでください。

- ・混雑しないよう人数制限をかけること。
- ・調理器具、食器、テーブル、イス等の消毒を徹底すること。
- ・利用者の体調管理、手指消毒を徹底すること。
- ・できるだけ2m(最低1m)の間隔をあけて実施すること。

4. 貸出時の許可条件

- ・施設の貸出にあたっては、5. のチェックリストに沿った感染防止対策を行うことを許可の条件とします。

5. 真鶴町地区集会所利用方法確認書（チェックリスト）（以下「チェックリスト」という。）に沿った利用

- ・集会所を利用する方は、チェックリストに沿って対策を実施してください。

6. 利用者名簿の作成

- ・各団体の利用責任者は、利用者へ、必要に応じて保健所等の公的機関へ個人情報提供されることを事前に周知し承諾を得たうえで利用者名簿を作成してください。（感染者が出た場合に追跡を可能にするための措置です。）

7. 利用報告書の提出

- ・集会所を利用する方は、利用後に利用報告書と前記5. 6. を真鶴町役場総務課へ提出してください。